

◇◇4−5.都市防災の方針◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

(1) 都市防災の基本的考え方

防災・減災対策においては、自助・共助・公助の連携のもと、ハード面・ソフト面での取組みを両輪とする事前の備えが必要です。このため、ハザードマップの作成や情報発信により防災意識の高揚、自主防災組織活動の活性化など、地域の防災力の向上を図ります。また、市街地の耐震化・不燃化の促進や延焼を遮断するとともに避難路・避難地となる幹線道路・公園・防災拠点など都市施設等の整備、河川・下水道等の整備をはじめとする総合的な治水対策の推進により、都市の防災機能を高め、東南海・南海地震等の大規模地震や地震に伴う津波、風水害などの災害による被害の軽減につとめます。

(2)都市づくりの取組み

①地域の防災力の向上

- ・市民や企業等さまざまな地域のまちづくりの主体による自発的な防災活動や、防災に対する意 識の向上と事前の備えを促進するため、ハザードマップなどによる災害情報の共有や防災知識 の普及啓発を進めます。
- ・区役所を地域防災の拠点とし、自主防災組織の活性化を図るとともに、公民協働による防災安全マップの作成や定期的な防災訓練の実施などの災害対応力の強化により、災害発生時に避難誘導、救出救護、避難所運営など有効な活動が行える体制づくりを進めます。

②市街地の耐震化・不燃化の促進

- ・良好な住環境や防災性の向上を図るため、新湊地区においては道路・公園などの公共施設の整備とあわせて、老朽木造住宅等の建替えを促進します。
- ・防災上、居住環境上の課題を抱える地区において、まちづくりの合意形成がされたところなどでは、必要に応じて市街地整備事業等を促進します。
- ・防火・準防火地域の指定等により耐火・準耐火建築物等への建替えを促進し、地区の不燃化・ 難燃化を進めるとともに、住宅や特定建築物の耐震化を促進します。

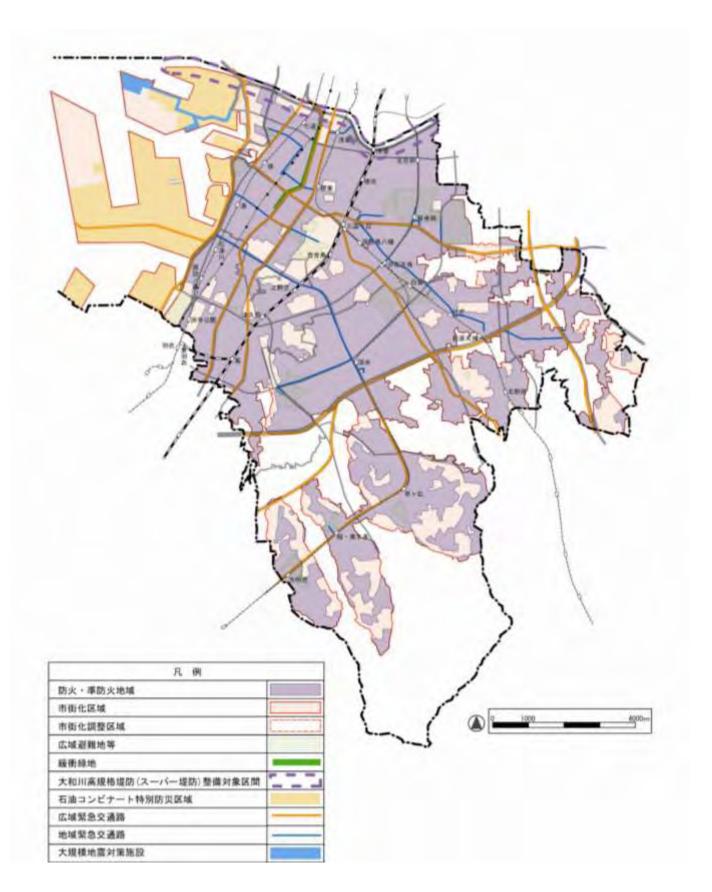
③安全な都市施設等の整備の推進

- ・市街地大火への拡大を抑制する延焼遮断機能の強化、広域避難地までの避難経路の確保、緊急 交通路としての機能を確保するため、都市計画道路の整備等を進めます。
- ・地震災害が発生した場合において、広域的避難や一時的避難、防災活動等に有効な空間を確保 するため、広域避難地および一次避難地の機能を有する公園の整備や機能強化を図ります。
- ・都市交通の円滑化により避難ルート等を確保するため、道路と鉄道の立体交差化を進めます。
- ・災害時に地域の孤立を防ぎ、避難ルートの確保、および救援救護活動や緊急物資輸送を支援する救援ルートを確保するため、緊急交通路等にかかる橋りょうの耐震補強を推進します。
- ・災害発生時における各構造物の持つ機能を確保するため、ライフライン等の耐震対策に取り組みます。
- ・大規模地震等の災害が発生した場合の物資の緊急輸送等、府県を越えた広域的な防災活動の拠点として、防災緑地や耐震強化岸壁など大規模地震対策施設の整備を促進します。

④治水対策等の推進

- ・河川、下水道の整備およびため池などの保全を促進します。
- ・遊水池、貯留施設として、学校グラウンドなどを活用します。
- ・開発等における雨水流出抑制施設の設置指導を強化します。
- ・大和川超過洪水対策のため、大和川高規格堤防(スーパー堤防)整備事業を促進します。
- ・狭間川、西除川、石津川、百舌鳥川の改修事業を促進します。
- ・自然災害の防止を図るため、土砂災害防止対策を推進します。
- ・津波対策として、被害想定に基づき、引き続き防潮堤の整備を促進するとともに、円滑な非 難が困難な場合に緊急的に一時避難ができるよう、沿岸部における津波避難ビルの指定を進 めます。

【都市防災の方針図】



第5節

都市づくりの推進方策

◇◇多様な主体の参加と協働による都市づくり◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇</>

(1)参加と協働の都市づくりに関する基本的考え方

これからの都市づくりにおいて、多様化・複雑化する課題に適切に応えていくには、従来の行政主導型から、市民・企業・市民活動団体・行政などのまちづくりを担うさまざまな主体が参加し協働して取り組んでいく、市民参加・協働型の都市づくりへの転換が求められています。

そのなかで、地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的なまちづくりである「エリアマネジメント」の重要性が認識されており、また、地域住民自らが主体的にまちづくり活動に参加するなど、能動的、積極的な取組みが展開されている地域も見受けられます。

このようなまちづくりへの関心や気運をとらえ、意識啓発や次世代のまちづくりを担う子どもたちに対する学習機会の充実など、参加の輪を広げるとともに、古代、中世から現代に至るそれぞれの時代で、常に新たな時代を切り拓いてきた「進取の気風」と「自由と自治」の精神を受け継ぎ、市民一人ひとりが「自分たちの手で」という意識を高め、行政とともにまちづくりの担い手となって、それぞれの役割と相互協力のもとに自律的、継続的な都市づくり、地域づくりを進めます。

また、区役所では、地域の特色を活かした魅力あるまちづくりや住みよい地域社会づくりを展開する「市民自治の拠点」として、区域まちづくりビジョンを策定し、区域ごとの特色を活かしたまちづくりを推進しています。都市計画の円滑な運用と都市づくりを進めるにあたり、区役所との連携と適切な役割分担のもとで、まちづくり活動やまちづくりのルール化などへの支援により、各区の特性に応じた多様な地域主体の連携による協働のまちづくりを一層推進します。

(2)参加と協働の都市づくりに関する取組み

I. 参加の輪を広げる

①まちづくりに関する情報の共有

参加と協働の第一歩は、市民・企業・NPO・行政などのまちづくりを担うさまざまな主体がまちづくりに関する情報を共有することが重要です。このため市では、広報やホームページなどのインターネットを通じたまちづくりに関する情報の発信や地理情報システム(GIS)の活用による分かりやすい都市計画情報の提供など、積極的な情報発信につとめ情報の共有を進めます。

②まちづくりへの参加意識の向上

参加と協働の都市づくりを進めるにあたっては、ひとりでも多くの方々のまちづくりに対する 意識を高め、主体的、積極的な参加の輪を広げていくことが重要です。このため、市では、まち の自然、歴史や文化などから生活課題に至るまでの身近な題材に応じた学習機会や参加機会の充 実につとめるとともに、次世代のまちづくりを担う子どもたちに対する環境学習などを通じ、参 加の輪の拡大につとめます。

Ⅱ. 参加の機会を創出する

①地区計画等の都市計画手法の活用促進

参加と協働の都市づくりの実現にあたっては、地域住民等が主体となったまちづくりを適切に 受けとめ、地域に応じたまちづくりを進めていくことが必要です。

このことから、都市計画提案制度の周知につとめ、まちづくりの実現にあたっての都市計画手 法の活用を促進するとともに、必要に応じた地区計画制度の説明や相談体制の充実により、都市 計画への能動的参加とまちづくりへの主体的かつ積極的な参加を促進します。

②幅広い市民参加の促進

参加と協働の都市づくりを進めるにあたっては、幅広い市民の参加や地域に密着したまちづくり活動を進めることが重要です。このため、幅広い市民の参加による区民まちづくり会議や区域における地域コミュニティ活動やボランティア活動を支援するための場を有効に活用するとともに、フォーラムなどのまちづくりについて語り合える場やまち歩き、ワークショップなどの参加機会を通じ、幅広い市民参加の促進を図ります。

Ⅲ. 協働の体制を整える

①まちづくりのリーダーを担う人材育成やまちづくり活動の促進

協働のまちづくりを実践しその推進力を保っていくためには、地域においてまちづくりをリードできる人材の育成・確保が必要です。このため、生涯学習や地域での研修会、まちづくり等の 実践活動などを通じ、まちづくりに必要なノウハウを備えた人材の育成を推進します。

また、まちづくりの実効性を高めていくためには、まちづくり活動への参加を促進するとともに、まちづくりの推進にあたって核となる組織や団体が必要です。このため、アドバイザーを派遣するなど、地域のまちづくり活動を支援します。さらに、まちの魅力づくりや地域の活性化のための自主的・公益的な事業を実施する NPO などの市民活動団体やグループに対する支援により、地域の特色を活かした魅力あるまちづくりを進めます。

②多様なまちづくりの担い手による公共空間の利活用

これまで行政が担ってきた社会的サービスについて、多様な民間主体を地域づくりの担い手として位置づけ、行政との協働によりきめ細かなサービスを提供するという考え方の「地域経営」への転換や「地域課題解決のシステム」の構築が重要視されてきています。

このため、市では、指定管理者制度の活用などによって、地域団体等による公園等の公共施設の管理運営を進めることなどにより、地域のまちづくり活動の場としての公共空間の活用を促進します。

また、アドプト制度の普及・促進を図り、地域の団体等の自主的な地域の環境美化活動等を通じ、地域への愛着をはぐくみ、個性と魅力ある地域社会の形成を促進します。

参加と協働の都市づくり ■参加の輪を広げる ・まちづくりに関する情報の共有 ・まちづくりへの参加意識の向上 多様な主体の参加と協働 による都市づくりの推進 ■協働の体制を整える ■参加の機会を創出する ・まちづくりのリーダーを担う人材育成や ・地区計画等の都市計画手法の活用促進 まちづくり活動の促進 ・多様なまちづくりの担い手による公共 ・幅広い市民参加の促進 空間の利活用 <参加と協働の都市づくりに関する支援> ●まちづくりの活動の支援 ・まちづくり活動支援事業 ・堺市アドプト制度 市民活動支援基金 ・アドバイザーの派遣 など ●まちづくりのルール化の支援 ・地区計画 • 建築協定/緑地協定/景観協定 ・都市計画提案制度 など

(3) 都市計画マスタープランの推進の取組み

都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針であり、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けての都市づくりの方向性を示すものです。

今後、都市計画マスタープランに示す、めざすべき都市づくりの方向性に沿って、関連する各分野の実行計画とも連携し、都市計画決定や都市計画事業等を進めていきます。

めざすべき都市像を実現していくためには、相当程度長期間を要することから、都市計画には、 一定の継続性、安定性が求められる一方で、今後の社会情勢の大きな変化にも柔軟に対応してい く必要があります。

そのため、それらの変化に的確かつ柔軟に対応していくためにも、計画(PLAN)を、実施し (DO)、その結果を検証・評価し(CHECK)、反映(ACTION)していく仕組みづくりも求められています。

今後、都市計画決定・都市計画事業の進捗や地域におけるまちづくりの動向、都市を取り巻く 社会環境の変化などを踏まえ、関連する分野ごとの進行管理(実行計画における指標など)や都 市計画基礎調査をはじめとする各種統計等を活用しながら、都市計画マスタープランの検証を行 い、必要に応じて、見直しを行います。